

企業年金制度のご案内

総合すまいる企業年金基金

目次

1. ご加入のメリット	1
2. 企業年金制度について	7
3. 総合すまいる企業年金基金	14
4. 参考資料	29

1. ご加入のメリット

福利厚生 退職金の充実

- 優秀な人材の確保

外部保全

- 掛金が企業と切り離され、業績にかかわらず給付可能

税制優遇

- 掛金は全額損金
- 基金の運用益は免税
(令和5年3月31日まで特別法人税の課税が凍結)

退職金の支払準備の 平準化

- 計画的な資金準備
- 積立段階から費用計上

1. ご加入のメリット

福利厚生・退職金の充実

■ 退職金の充実の目的

- 福利厚生制度を整備し、安心して働ける職場を提供することは、採用戦略上の重要なポイント。新卒予定者・中途採用者ともに、福利厚生を重要視しています。

就職先を確定する際に決め手となった項目
【民間企業への就職確定者への調査（大学生）】

項目	回答割合
1 自らの成長が期待できる	50.4%
2 福利厚生(住宅手当等)や手当が充実している	41.4%
3 会社や業界の安定性がある	39.6%
4 希望する地域で働ける	35.3%
5 会社・団体で働く人が自分に合っている	31.1%
(以下、省略)	

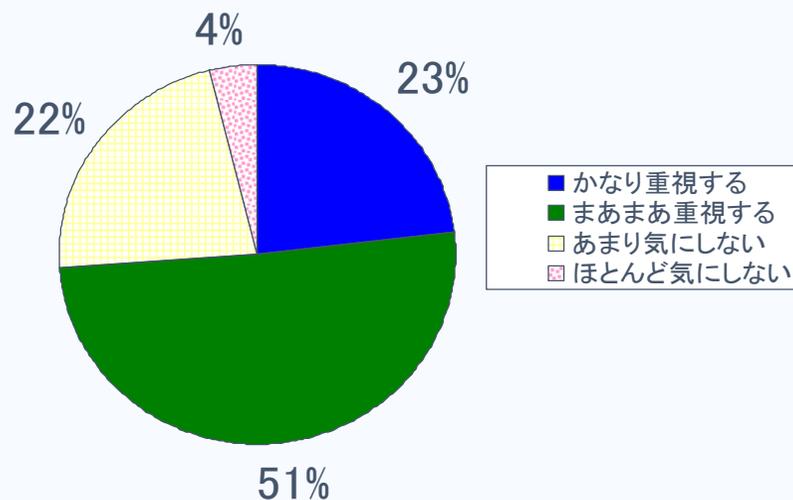
出所 【就職プロセス調査（2022年卒）】
（2021年12月 株式会社リクルート）

中途採用者からみた企業の魅力

エン・ジャパンサイト掲載データ（2008年）によれば、

転職先を考えている方では、

福利厚生の有無について **74%の方々が重視**しているとされています



1. ご加入のメリット

■ 退職金の充実の目的

退職給付制度を企業が導入・整備する理由は、個々の企業によりさまざまですが、多くの企業に共通する4つの目的があるとされています。

優秀な人材を採用するため

- 退職給付制度を採用することで、労働市場から安定した企業と判断されることを期待できます。

勤続の奨励

- 人材の流出は、企業にとって大きな損失です。長期的な活躍が高い退職金に結び付くことは、企業で生涯活躍する意欲につながります。

退職後の生計を支えるため

- 退職後の生活を支えるため、国は公的年金制度・雇用保険制度を用意していますが、十分な支援とはいえないため、企業が退職給付制度によって補完するニーズがあります。また、OB社員が充実した引退後の生活を過ごしていることは、現役社員のモチベーションの向上につながります。

税務・財務的 メリットの活用

- 従業員は、退職金の受け取り時に退職所得控除が活用でき、非常に大きい非課税枠が活用できます。また、給与と異なり、企業・従業員ともに社会保険料の負担もありません。

1. ご加入のメリット

■ 企業規模別の退職給付制度の普及状況

<退職給付制度がある企業>

1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
97.5%	97.1%	93.8%	88.1%

令和4年4月人事院調査データより

<採用している退職給付制度>

	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
退職一時金制度のみ	13.7%	25.3%	49.5%	69.1%
企業年金制度のみ	22.6%	19.6%	11.5%	5.7%
退職一時金制度と 企業年金制度を併用	63.7%	55.1%	39.0%	25.1%

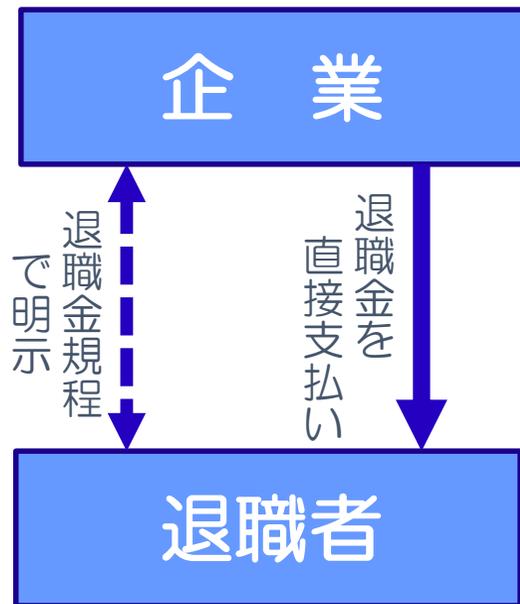
令和4年4月人事院調査データより

1. ご加入のメリット

■ 退職金の運営方法の違い

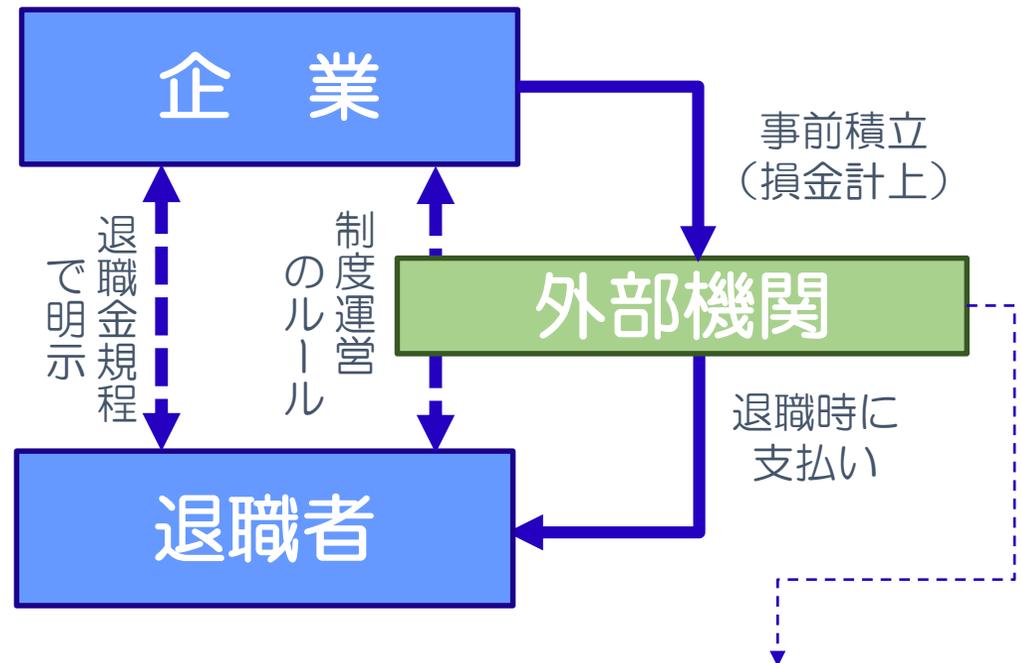
<内部積立>

退職金を企業が用意し、直接支払います。企業と退職者の間に第三者は介在しません。



<外部積立>

退職金制度を企業と本人だけでなく外部機関（第三者）を含めて運営します。従業員の退職に備え、事前に外部機関に資金を積み立て、退職金や年金を外部機関から支払います。



「企業年金」、「中小企業退職金共済」、「特定退職金共済」などが外部機関を活用する運営方法です。

総合すまいる企業年金基金

1. ご加入のメリット

■ 企業年金を活用した外部積立のメリット

外部保全

- 積み立てた掛金が企業と切り離され、企業の業績にかかわらず給付可能

税制優遇

- 掛金は、**全額損金**【中小法人の企業所得は、33.58%（法人税等実効税率）課税】
- 企業や従業員が、預貯金や運用によって得た収益は、20%の課税。企業年金では、**運用で得た収益を含めた資産に対するは税（特別法人税）が免除**されています。（令和5年3月31日まで特別法人税の課税は凍結）

退職金の支払準備の 平準化

- 退職金は、企業にとって不安定コストとなりますが、従業員の入社時から定期的に掛金を拠出することで、**計画的な資金準備**ができます。
- 積立段階から定期的に費用計上できます。（内部積立の場合、退職金の支払い時に一括して費用計上）
- 現在の法人税等実効税率の段階的な引き下げ過程において、**損金算入を早めることでトータルの税負担は小さくなります。**

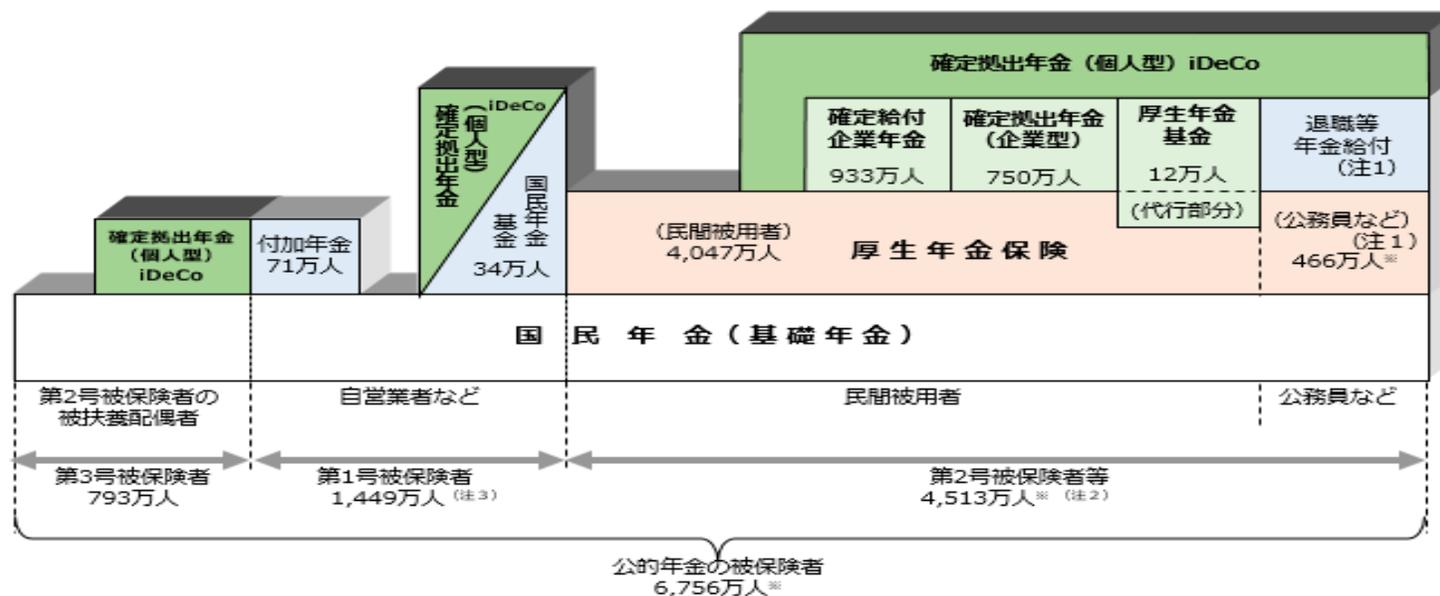
2. 企業年金制度について

■ 年金制度の全体像

- ◆ 国民年金：日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入する国の年金制度
- ◆ 厚生年金保険：民間企業の会社員や公務員が加入する国の年金制度
- ◆ 上乗せ年金：「確定給付企業年金」、「企業型確定拠出年金」、「厚生年金基金」、「iDeCo（個人型確定拠出年金）」、「退職等年金給付」、「国民年金基金」

(数値は令和3年3月末現在)

※ 確定拠出年金（個人型）iDeCo 合計194万人



注1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

注2 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう（国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

注3 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

出所 企業年金連合会ホームページ「日本の年金制度の体系」より

2. 企業年金制度について

■ 会社員の公的年金

- 会社員の方は、国が運営する厚生年金と国民年金に加入しています。
- 保険料は、給料（月給・賞与）に保険料率を乗じた額（労使折半）を、給与天引きにより、会社が納付します。
- 10年以上加入することで、年金を受けることができます。

会社員は両方加入しています

厚生年金

国民年金

- 会社などに勤務している方が加入します。
- 65歳から受給できます。（受給の開始年齢は、生年月日に応じて60歳～65歳）
- 給料と加入期間に応じた年金を受給します。

- 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方が加入します。
- 65歳から受給できます。
- 40年間全て保険料を納付すると、月額約6.5万円の年金となります。

2. 企業年金制度について

■ 企業年金の種類は3つ

DB（確定給付企業年金）

将来受け取る給付額が確定している年金のため、将来の受給額が明確であり生活設計が立てやすい。財政運営では、基金（企業）が運用し、目標給付の積立を実施。中長期的に運用が予定通り回らなかった場合、原則、追加の掛金で手当てして給付を維持する制度。

DC（確定拠出年金）

拠出された掛金を加入者自ら運用し、将来の目標給付の積立を実施。掛金額が確定している一方、加入者の運用成果によって将来受け取る給付額が決まる年金のため、DBとは逆に受給額が不透明。実施事業主は、加入者が自ら運用商品を選択するための必要な情報、知識などの投資教育を継続的に実施する努力義務がある。

リスク分担型企业年金

労使でリスクを分担する制度。将来発生する積立不足のリスクを測定し、あらかじめ、実施事業主が、リスクに対応する掛金を拠出。なお、将来的に財政バランスが崩れた場合には、給付の調整を行うため、掛金が一定。

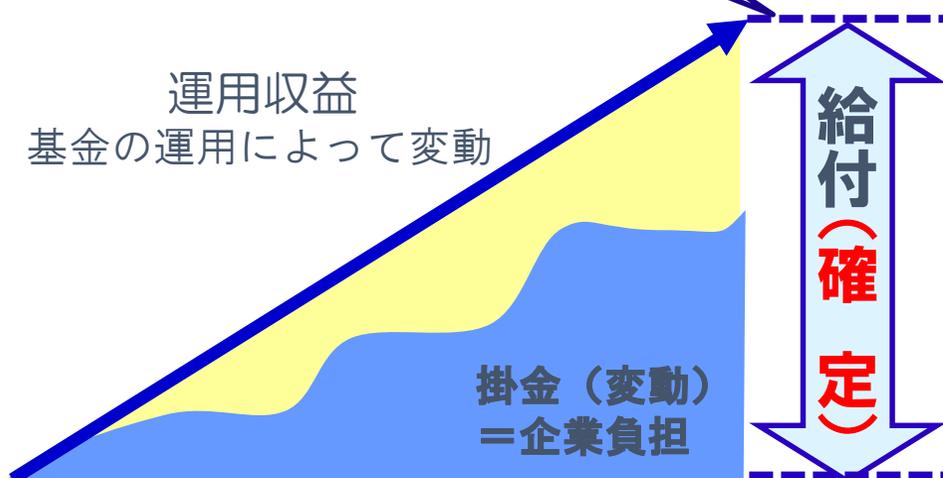
2. 企業年金制度について

■ DB（確定給付企業年金）とDC（確定拠出年金）の違い

DB（確定給付企業年金）

掛金 ⇒ 運用結果により変動
給付 ⇒ 運用結果の影響なし
退職時に一時金受給可能

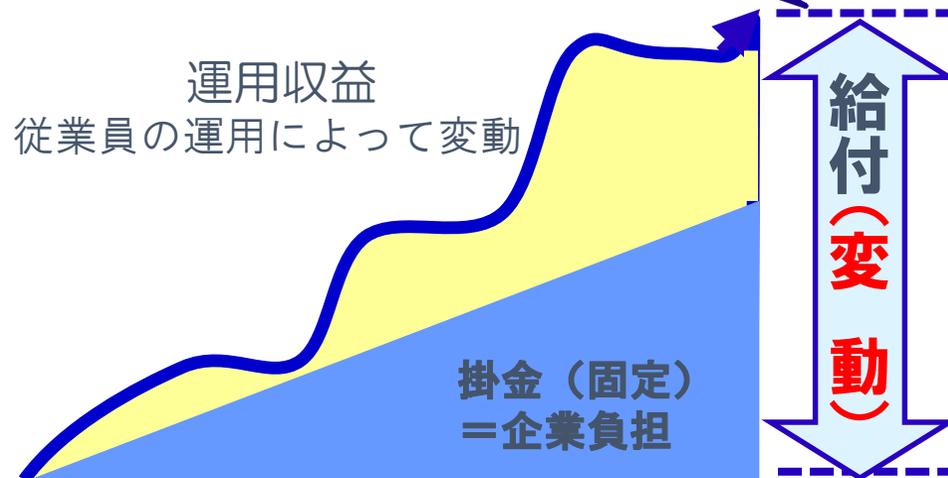
運用結果にかかわらず、
従業員の給付は確定



DC（確定拠出年金）

掛金 ⇒ 運用結果の影響なし
給付 ⇒ 運用結果により変動
原則60歳まで一時金受給不可

運用結果次第で、
従業員の給付額は変動

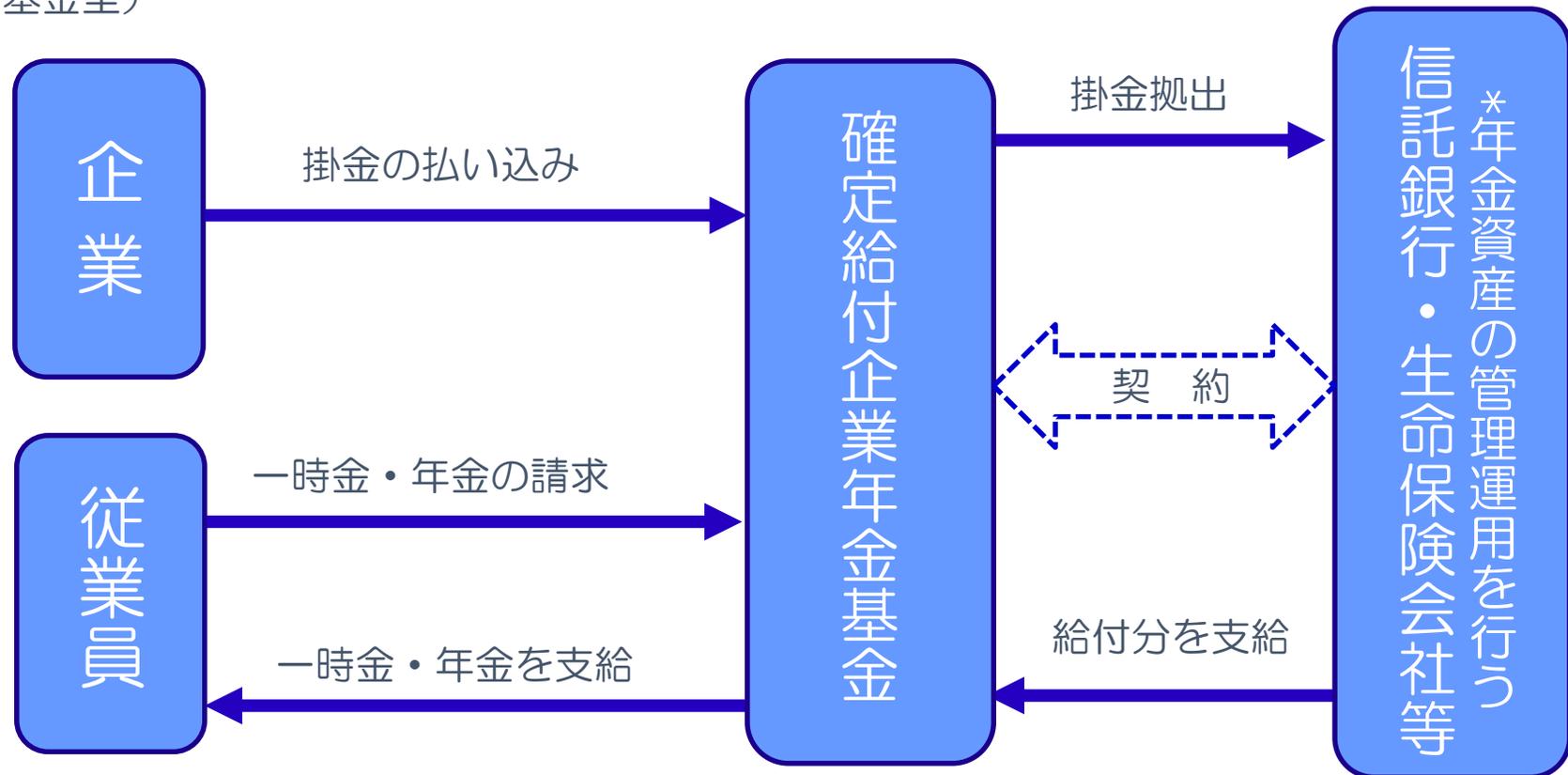


2. 企業年金制度について

■ DB（確定給付企業年金）とDC（確定拠出年金）の違い

DB（確定給付企業年金）のイメージ

（基金型）

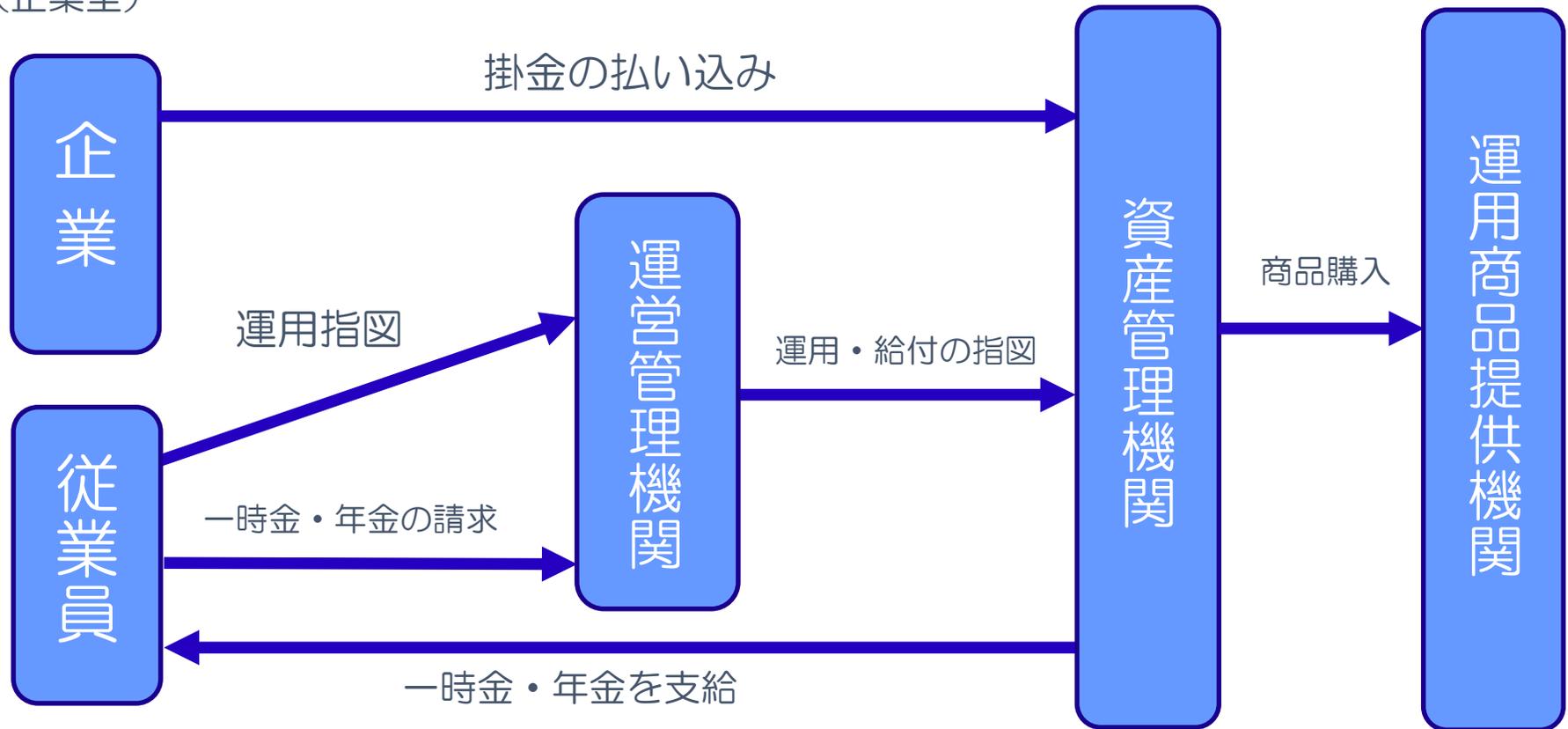


2. 企業年金制度について

■ DB（確定給付企業年金）とDC（確定拠出年金）の違い

DC（確定拠出年金）のイメージ

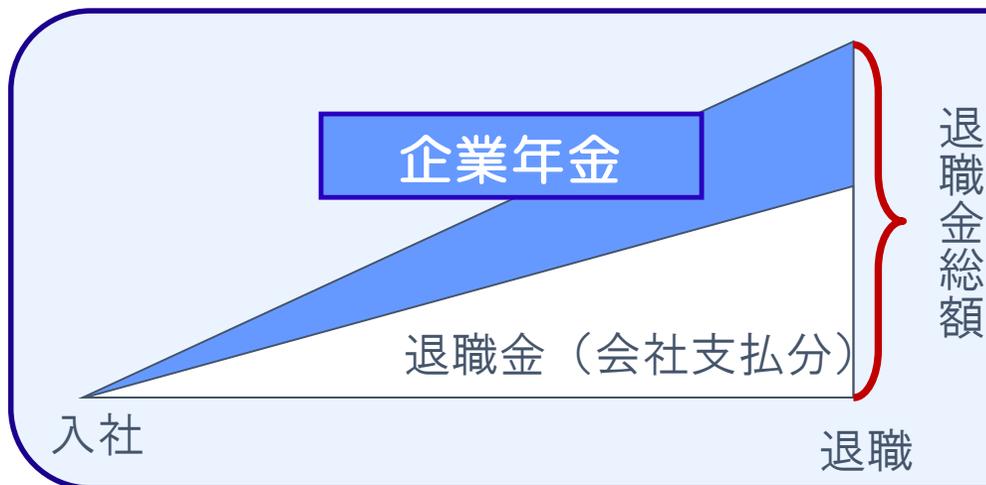
（企業型）



2. 企業年金制度について

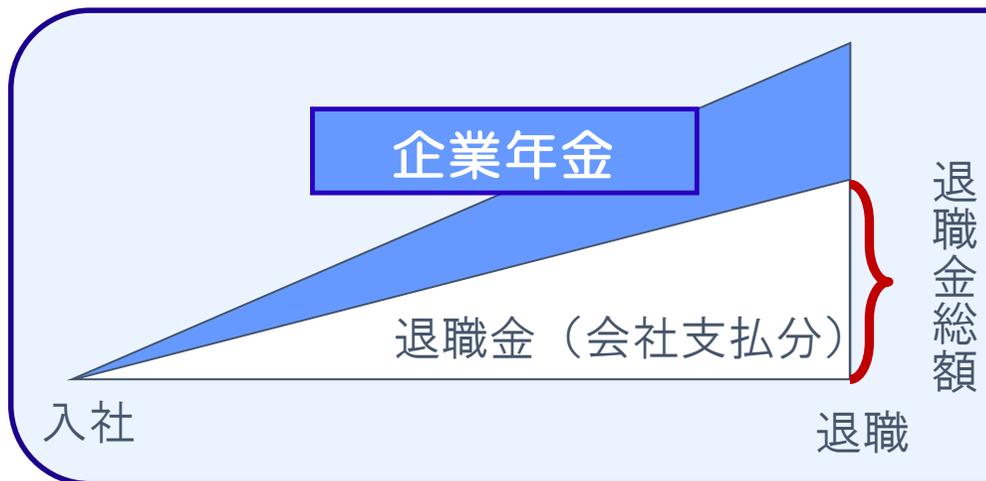
■ 企業年金と退職金の位置づけ

内
枠
式



- 企業年金を退職金の一部として、組み入れることができるため、制度導入に伴う新たな負担はありません。
- 会社は、退職金総額から企業年金を控除して、支払います。

外
枠
式



- 会社の退職金に加算して、手厚い給付ができます。
- 現在の会社の退職金との調整は不要です。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 制度設計の概要

● 加入者の範囲

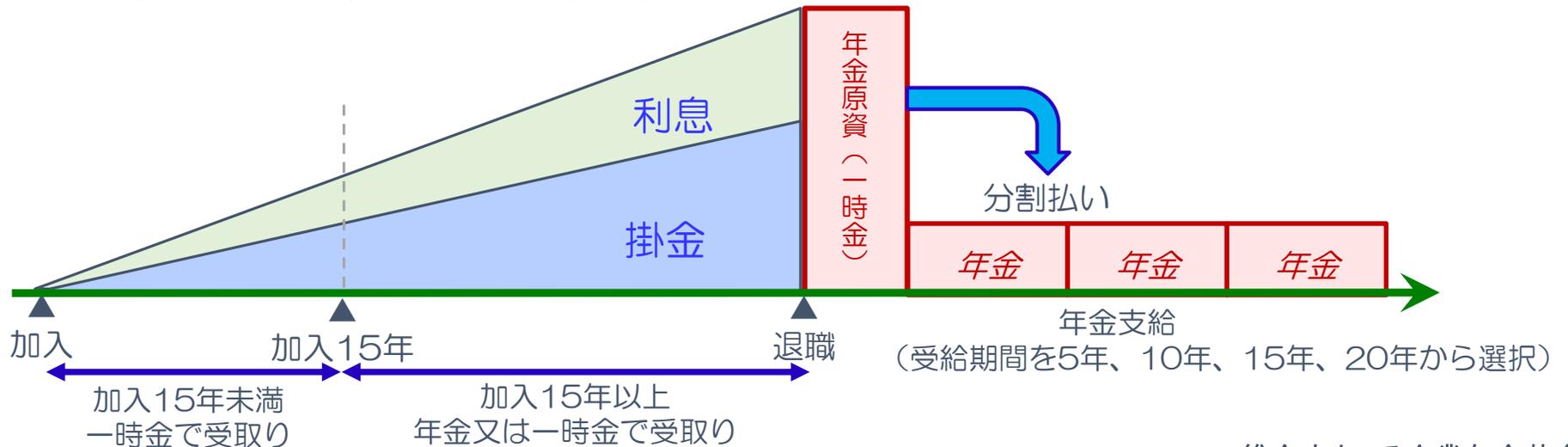
65歳未満の厚生年金の被保険者（**経営者も加入可能**。一定職種の従業員のみを加入者とすることも可能）

● 掛金率

- ① 標準掛金率：厚生年金の標準報酬月額額の**1%、2%、3%**から積立コースに応じて事業所ごとに**選択**
* 標準掛金率の変更は可能。なお、掛金率の引き下げについては給付減額に該当します。（厚生労働大臣による給付減額の理由等の審査が必要）
- ② 事務費掛金率：厚生年金の標準報酬月額額の**0.3%**

● 給付内容

- 加入期間中の掛金に年率2%の利息を付与した年金原資を支払う制度
- 加入期間に応じて年金又は一時金として給付



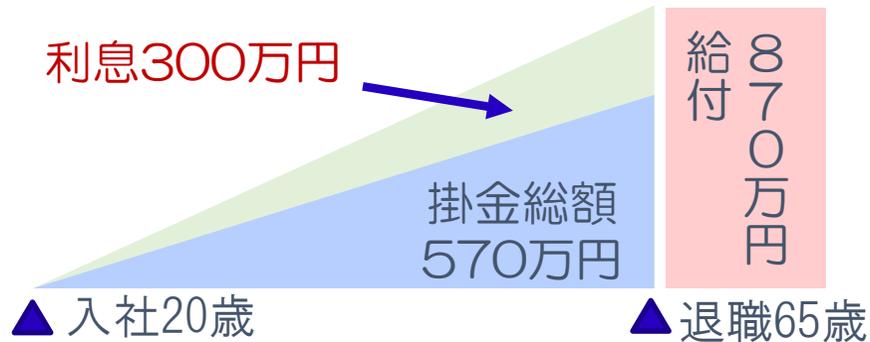
3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金の積み立てイメージ

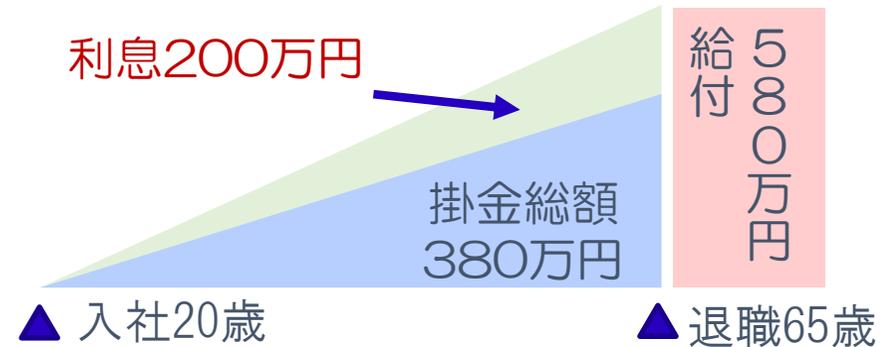
- ▶ 会社ごとに積立コース（給与の1%、2%、3%）を選択できます。

【 勤続年数45年の方の積み立てイメージ（一時金受給の場合） 】

< 3%積立コース >



< 2%積立コース >



< 1%積立コース >



45年間の年率2%の複利の効果により、掛金の約1.5倍の退職金を用意できます。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金の積み立てイメージ

【 勤続年数45年の方の積み立てイメージ（年金受給の場合） 】

<3%積立コース>



<2%積立コース>



45年間加入した場合、年金の受給総額は掛金総額の約1.9倍となります。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金を活用した公的年金の補完

- 国の公的年金は、少子高齢化の進展などの影響により、年々スリム化が進んでいます。
- 厚生労働省試算によるモデル年金額は年々減少傾向にあり、2013年度と比べて月額9千円程度減少しています。リタイヤ後の収入を年金のみと仮定すると、現役世代と比べ、9千円の収入減の影響は決して小さいものではありません。

◀ 公的年金のモデル年金額の推移 ▶

単位：円



厚生年金	98,841	90,266	91,491	91,488	91,395	91,395	91,488	90,442	90,346	89,961
国民年金 (夫婦合算)	129,750	128,800	130,016	130,016	129,882	129,882	130,016	130,282	130,150	129,632
合計	228,591	219,066	221,507	221,504	221,277	221,277	220,266	220,724	220,496	219,593

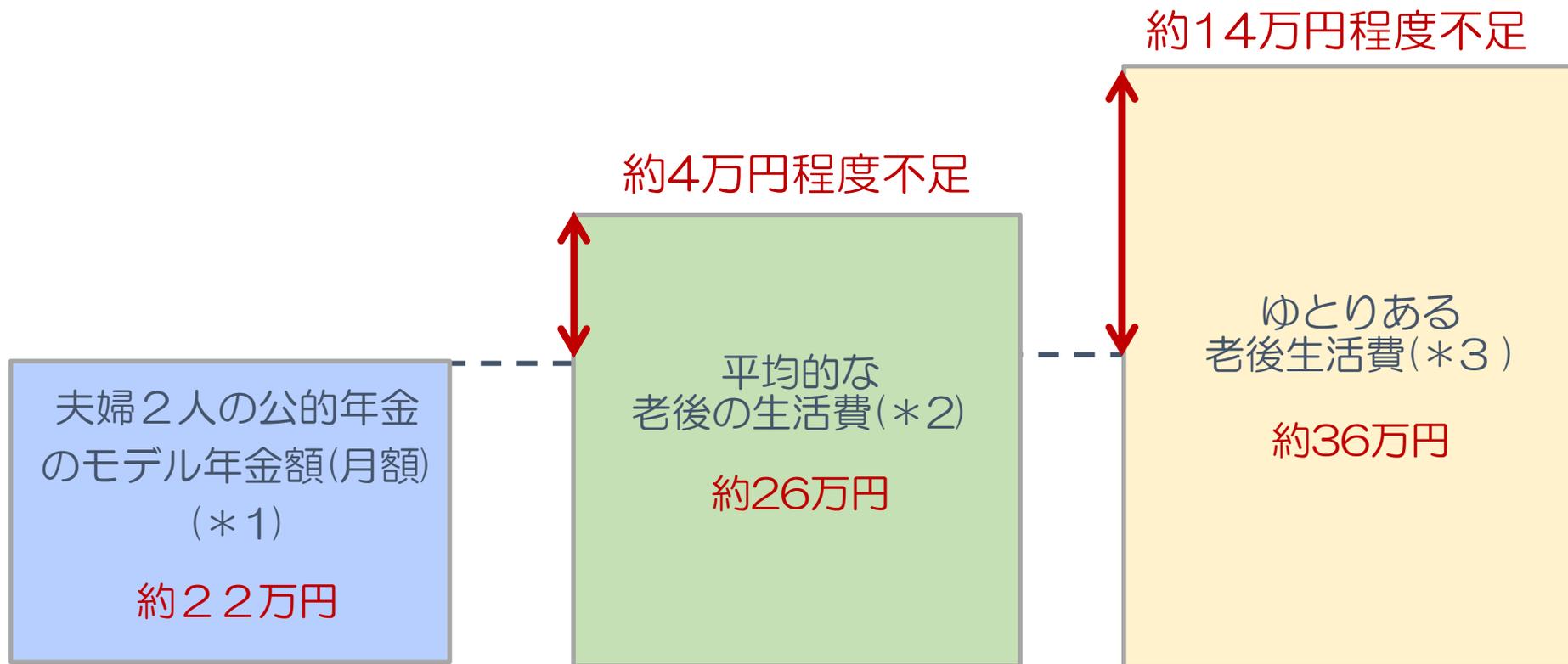
2013年度と比較し月額9千円程度減少

* モデル年金額は厚生労働省試算の2022年度モデル年金「厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)」より

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金を活用した公的年金の補完

- リタイヤ後、夫婦2人の平均的な生活費：約26万円に対し、公的年金のみでは、約4万円程度の不足！
ゆとりある生活費：約36万円とでは、約14万円程度不足！



* 1 厚生労働省試算の2022年度モデル年金「厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)」より 月額219,593円

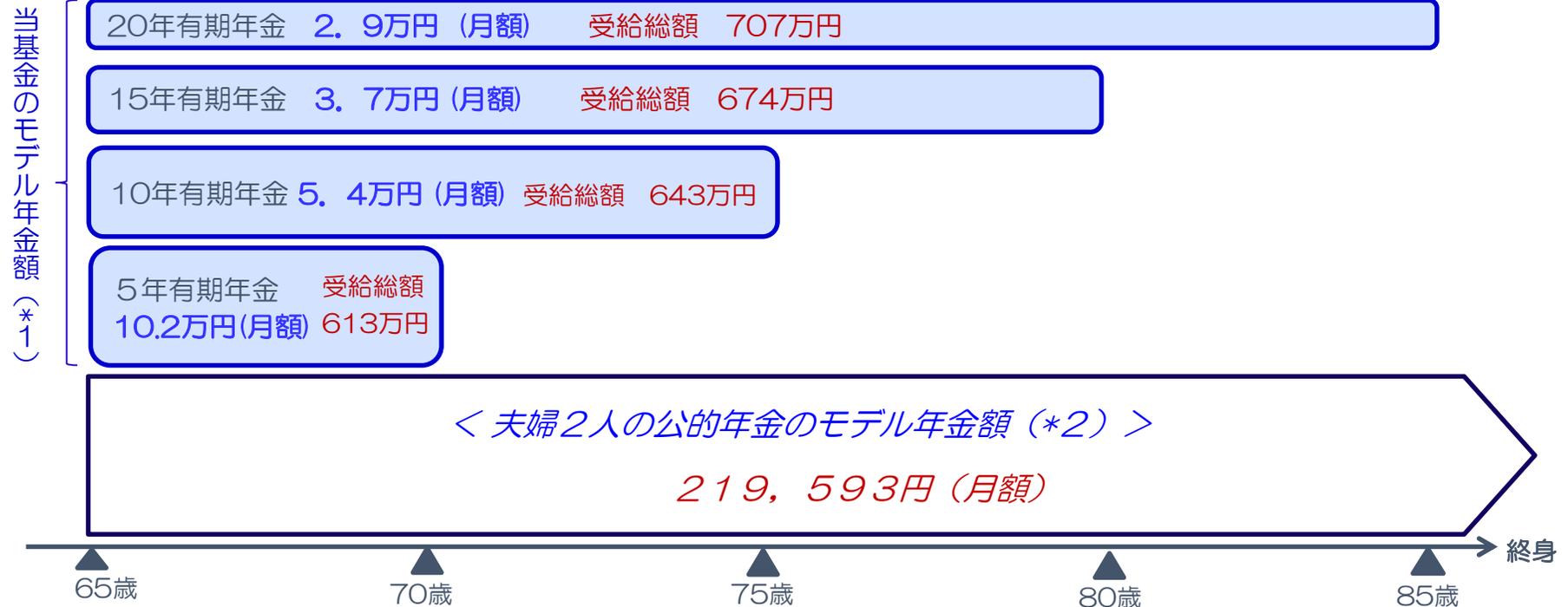
* 2 総務省の「2022年 家計調査年報」より 65歳以上の夫婦のみの高齢無職世帯の平均的な生活費 月額255,550円

* 3 生命保険文化センター「2019年度生活保障に関する調査《速報版》」より 月額361,000円

3. 総合すまいる企業年金基金

■総合すまいる企業年金基金を活用した公的年金の補完

- 当基金に20歳から65歳までの45年間加入した場合のモデル年金額（2%積立コースの場合）



*1 当基金のモデル年金額は、当基金の平均給与を補正した給与を用い、20歳から65歳までの45年加入で算出。(補正後の平均給与:353,488円)

*2 公的年金のモデル年金額は厚生労働省試算の2022年度モデル年金「厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)」より

公的年金を補完するため、老後所得に厚みを持たせる年金として活用できます。

3. 総合すまいる企業年金基金

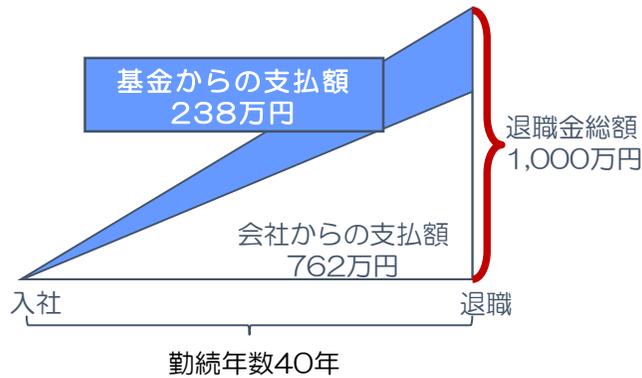
■ 総合すまいる企業年金基金の退職金としての活用

- 当基金からの給付は、貴社の退職金制度の一部（内枠）として活用できます。
- 退職者に支給する退職金については、当基金からお支払いする一時金を控除した金額を支払うこととなり、実質的に基金加入に伴う新たな負担はありません。（事務費掛金除く）

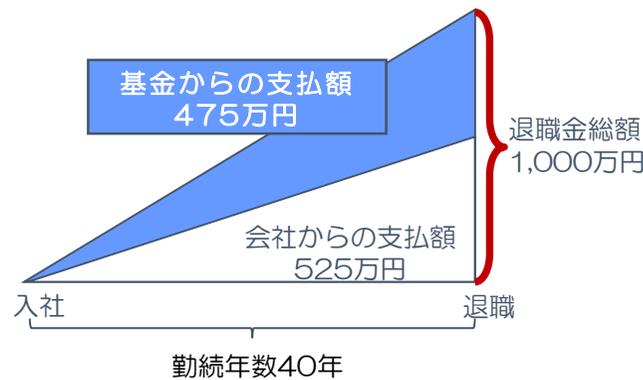
【 退職金コストの削減効果のイメージ 】

当基金では、積立額に対し2%の利息を付利し、退職者に給付するため、退職金コストの削減が可能です。

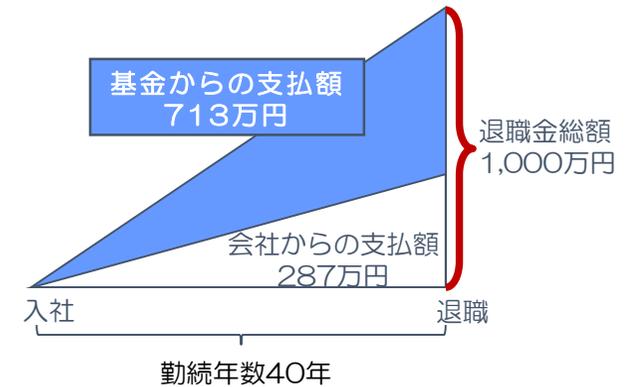
積立コース1%を選択した場合



積立コース2%を選択した場合



積立コース3%を選択した場合



基金から の支払額	基金への 積立額		退職金のコスト 削減効果 (利息2%の効果)
238万円	- 162万円	=	▲76万円 (▲7.6%)

基金から の支払額	基金への 積立額		退職金のコスト 削減効果 (利息2%の効果)
475万円	- 324万円	=	▲151万円 (▲15.1%)

基金から の支払額	基金への 積立額		退職金のコスト 削減効果 (利息2%の効果)
713万円	- 486万円	=	▲227万円 (▲22.7%)

* 上記の基金からの支払額及び基金への積立額は、当基金の平均給与を補正した給与を用い算出しています。（補正後の平均給与:353,488円）

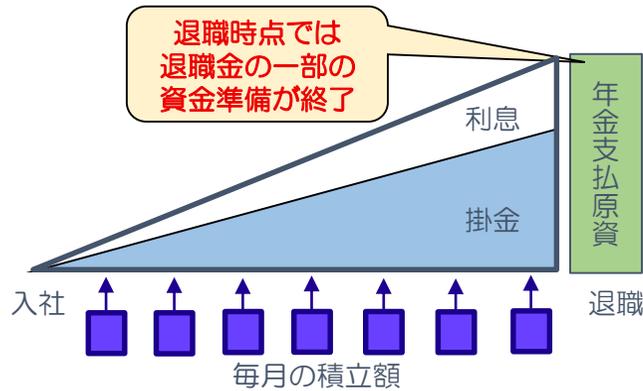
3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金を活用した退職金準備の平準化

- ▶ 退職金は、企業にとって不安定コストとなります。
- ▶ 従業員の入社時から定期的に掛金を拠出することで、計画的な資金準備ができ、積立段階から定期的に費用計上できます。（内部積立の場合、退職金の支払い時に一括して費用計上）

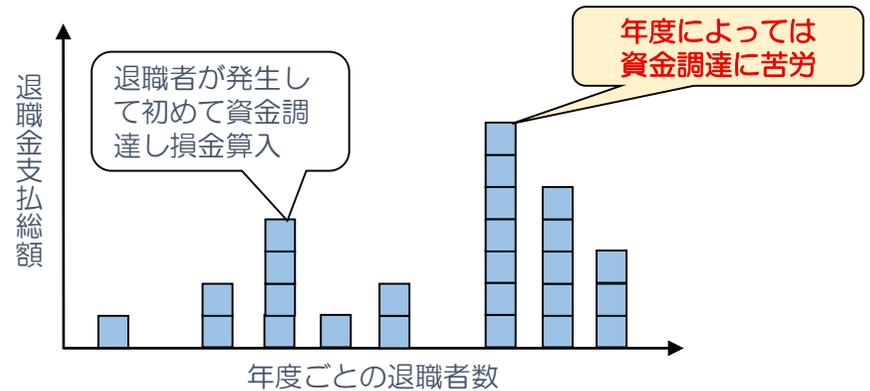
企業年金における資金繰り（外部積立）

毎月、平準化して積立可能となり、キャッシュフローが安定する。



退職一時金における資金繰り（内部積立）

将来の退職者の予測ができず、突発的に退職金が必要となる。



加入者期間別の掛金総額・モデル一時金給付額

（積立コース3%の場合）

加入者期間	加入期間中の掛金総額 *標準掛金+事務費掛金の合計			④一時金額	返戻率 (④一時金額÷③実質の負担額)
	①掛金額	②節税効果	③実質の負担額 (①-②)		
10年	1,021,680円	343,074円	678,606円	1,024,494円	151%
20年	2,249,280円	755,299円	1,493,981円	2,484,828円	166%
30年	3,690,720円	1,239,331円	2,451,389円	4,478,636円	183%

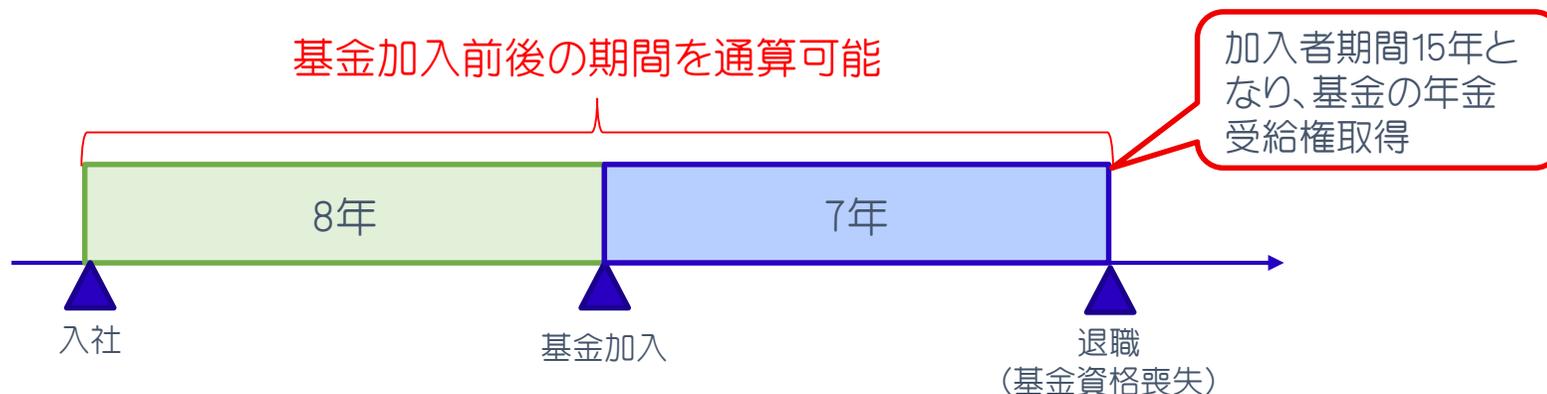
※上記掛金額及び給付額は、当基金の平均給与を補正した給与を用い、20歳から加入したものとして算出しています。（補正後の平均給与353,488円）

※節税効果は、資本金1億円以下の中小法人の法人税等実効税率（33.58%）を用いて簡易的に計算していますので、詳細は貴社の顧問税理士等にご確認ください。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 総合すまいる企業年金基金への退職金の移行

- 当基金の給付を、貴社の退職金制度の一部（内枠）として活用する場合、基金加入日以降の将来分の積立に加えて、加入日以前の勤続期間（過去分）の退職金を移行することができます。
- 退職金の過去分を当基金に移行する場合、基金加入日以前の勤続年数を加入者期間に通算できるため、当基金の年金の受給権（加入者期間15年以上）を早期に取得することが可能となります。



■ ご参考 退職金規程の変更例

- 当基金からの給付を貴社の退職金制度の一部（内枠）とする場合の退職金規程の変更例は、以下のとおりです。

第〇条 総合すまいる企業年金基金規約により給付を受ける者については、その給付額のうち、次に掲げる金額をこの規程による退職金の総額から控除して支給する。

1. 退職時に計算される老齢給付金（一時金）の額
2. 退職時に計算される脱退一時金の額
3. 死亡退職したため支給される遺族給付金（一時金）の額

3. 総合すまいる企業年金基金

個人別積立状況のお知らせ

仮想個人勘定残高とは、あなたが加入している総合すまいる企業年金基金より将来給付される年金または一時金の算定基礎となるものです。あなたの当期末仮想個人勘定残高は下記のとおりですので、ご案内いたします。

計算基礎 当期末仮想個人勘定残高

計算基準日	平成28年04月01日	当期末（平成27年度末）仮想個人勘定残高（① + ② + ③）	2,280,004 円
計算起算日	昭和50年04月01日	内 移行時の仮想個人勘定残高	① 2,270,453 円
対象期間（加入者期間）	492 ヶ月	当年度（平成27年度）拠出累計額	② 5,900 円
		前年度（平成27年度）利息累計額（利息付与率2.0%）	③ 3,651 円

当期末（平成27年度）仮想個人勘定残高の算出方法について
 ① 移行時の仮想個人勘定残高・・・東京機器厚生年金基金から移行した仮想個人勘定残高
 ② 当年度（平成27年度）拠出累計額・・・平成27年度中における拠出額の累計
 標準報酬月額×1.0%×当年度中の加入月数
 ③ 当年度（平成27年度）利息累計額・・・平成27年度中における利息の累計
 （前期末仮想個人勘定残高×利息付与率（2.0%）÷12ヶ月×当年度中の加入月数）
 +（各月の拠出額累計×利息付与率（2.0%）÷12ヶ月）の年間累計
 ※1円未満は切り上げ

（ご参考）給付のしくみ
 加入者期間1ヶ月以上の方は、一時金を受給することができます。加入者期間15年以上の方は、一時金又は年金として受給できます。

一時金見込額	2,280,004 円	年金見込額（年額）【加入者期間15年以上の方が記載されています。】	65歳まで据え置きした場合の仮想個人勘定残高	2,563,464 円
			5年有期年金	539,382 円
			10年有期年金	283,031 円
			15年有期年金	197,861 円
			20年有期年金	155,483 円

※一時金見込み額は、計算基準日時点の金額を記載しています。
 ※上記、有期年金額は、計算基準日に資格喪失した場合の仮想個人勘定残高を65歳まで支給を繰下げた前提で試算しています。
 ※有期年金の種類は、年金の請求時に5年、10年、15年、20年のうちから選択していただきます。

*加入者期間とは、年金または一時金の算定基礎です。
 なお再加入前の期間が、年金又は一時金を受給又は他の年金制度に移換済の場合は、再加入後の期間を算定基礎としています。
 *見込額については、計算基準日以前の期間に基づき算定しているため、将来受取る金額とは異なります。
 また、今後の制度改正によっては、年金額が変わる場合があります。

◇ 加入履歴 平成28年 4月 1日現在

項番	事業所名	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	東京機器厚生年金基金から移行した加入者期間	—	—	491
2		平成28年03月25日		1
加入月数合計				492

● 積立状況が明確にわかります！
 毎年、加入者の皆さまに、給付の算定基礎となる仮想個人勘定残高をお知らせしています。
 加入者の皆さまにとって、ご自身の積立状況が明確となります。

● 給付額もお知らせしています！
 計算基準日時点の一時金見込額や加入者期間15年以上の方には将来の年金見込額を記載しています。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 資産運用について

- 年金給付に必要な財源は、掛金と積立金の長期運用による収益で賄われています。
- 当基金では、年金資産及び負債の予測を行うことにより、制度運営上のリスクを把握したうえで、最適な政策アセットミックスを策定し、資産運用を行っています。

※政策アセットミックスとは、各基金がそれぞれの制度・債務に基づき、必要なリターンと許容可能なリスクを踏まえて、中長期的な観点から維持すべき資産構成割合となります。資産配分が将来のリターンの相当程度を決定すると考えられており、適切な政策アセットミックスの策定は非常に重要です。

当基金の資産運用におけるポイント

- 目標リターンは予定利率2.0%に運用コスト等を加味し、2.4%に設定しています。
- 資産の約6割を生命保険会社の一般勘定（年率1.25%が保証されている商品）に配分し、国内外株式への配分を2割程度に抑制することで、安定的な利回りを目指します。
- 伝統的的四資産（国内外株式・債券）の運用については、市場指数の動きに連動した成果を挙げることを目標とするパッシブ運用を採用し、運用報酬の低減を図り効率的な運用を目指していきます。
また、分散効果の観点から、伝統的的四資産との相関が低いオルタナティブ（代替）投資を採用し、リスクの低減を図っています。
- 企業に対するコンサルティング業務などを手掛ける世界有数のグローバルカンパニー「ウリス・タワーズ・ワトソン社」グループの「タワーズ・ワトソン・イバスタメント・サービス株式会社」と資産運用のアドバイザー契約を結んでいます。また、同社のコンサルタントが資産運用委員会の委員となり、適切な助言・アドバイスのもと安全かつ効率的な資産運用に努めています。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ プロフィール

- ▶ 総合すまいる企業年金基金は、金属工作機械・金属加工機械・油圧機械・歯車等の製造又は販売を主とする企業が集まり、昭和45年に設立された東京機器厚生年金基金解散後の後継制度として平成28年3月25日付で厚生労働大臣からの設立認可を取得した法人（企業年金基金）です。
- ▶ 厚生年金保険に加入している企業であれば、業種にかかわらず企業単位で加入できます。

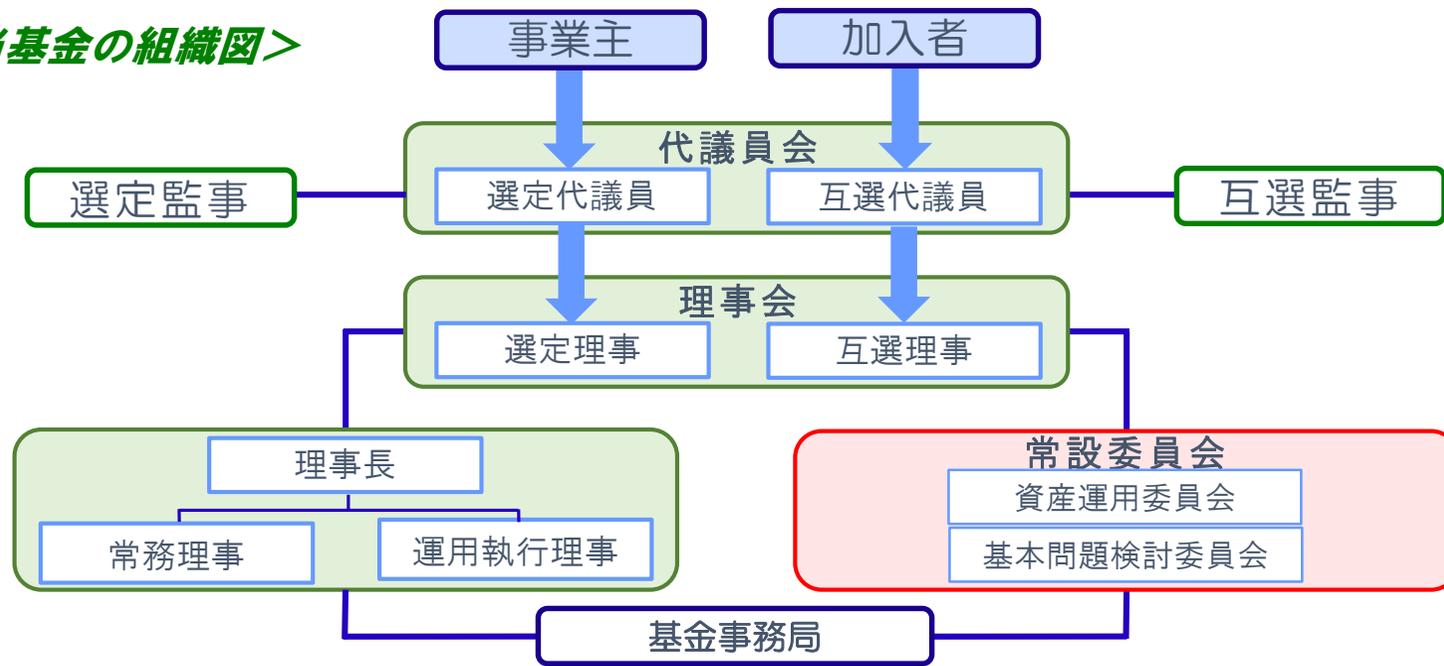
項目	内容
基金の名称	総合すまいる企業年金基金
所在地	〒130-0026 東京都墨田区両国3-21-16 両國中屋ビル9階
電話番号 / F A X	電話番号：03-3230-1515 / F A X：03-3238-9206
設立年月日	平成28年3月25日
実施事業所数	162事業所（令和4年3月末）
加入者数	4,637名（令和4年3月末）
受給者数	1,187名（令和4年3月末）
標準掛金率	1%：116事業所・2%：27事業所・3%：19事業所
事務費掛金率	0.3%
年金資産	6,781百万円（令和4年3月末）

3. 総合すまいる企業年金基金

■ 運営組織

- 運営組織としては、事業主と加入者相互の意思を反映するため、事業主が選定する代議員（選定代議員）と加入者から選出する代議員（互選代議員）のそれぞれ同数ずつで構成される代議員会が設置されています。
- 代議員会は、最高意思決定機関として位置付けられており、基本的に年2回（2月・7月）開催され、規約の変更、毎事業年度の予算、毎事業年度の事業報告及び決算などの重要事項を審議・決定しています。
- 上記代議員会のほか、執行機関として理事会、事業運営に関する重要事項を調査・審議する常設委員会（資産運用委員会・基本問題検討委員会）がそれぞれ設置されています。

<当基金の組織図>



3. 総合すまいる企業年金基金

■ 運営組織

代議員会 (議決機関) 代議員定数：32名	規約の変更や財政運営、事業計画などの重要事項を審議・決定する議決機関。事業主が選定する「選定代議員」と加入者（従業員）において互選する「互選代議員」で構成されています。	
理事会 (執行機関) 理事定数：8名	基金業務の執行機関。選定代議員から選ばれる「選定理事」と互選代議員から選ばれる「互選理事」で構成されています。	
監事 (監査機関) 監事定数：2名	全代議員から選ばれる「選定監事」・「互選監事」により、基金運営が適正に行われているか監査します。	
	事業運営に関する重要事項を調査審議し、審議結果を理事長及び理事会へ報告・建議します。	
	資産運用委員会 委員数：8名	年金資産の運用基本方針の策定、年金資産の配分計画の策定、運用受託機関の選定・評価など資産運用に関する事項を検討しています。「外-ズワトツ・イバ スキト・サービス株式会社」に所属する専門的知識・経験を有するコンサルタントが委員となり、専門的な見地から審議しています。
	基本問題検討委員会 委員数：8名	予算、決算や年金財政に関する事項、業務運営上の重要となる事項を検討しています。

公認会計士によるAUPの実施

当基金では、会計監査の専門家である公認会計士によるAUP（合意された手続）を実施し、経理に関する事項や内部統制等の検証・確認を受けています。

3. 総合すまいる企業年金基金

■ ご留意点

- (1) 総合すまいる企業年金基金では、安定的な財政運営を行う観点から予定利率を2%に設定し、資産運用リスクを大幅に抑制しております。ただし、将来、財政再計算時において積立不足がある場合や非継続基準の財政検証にて運用利回りの低下や最低積立基準額（仮に基金が解散した場合に保有しなければならない債務）の算定に用いる予定利率の変動等により同基準に抵触した場合、掛金の追加負担が発生する場合があります。なお、当基金では、給付債務を分別管理しており、積立不足を事業所ごとの持ち分で管理していくため、事業所間の公平性が保たれます。

※複数事業主制度の会計処理および開示については、これまで合理的に自社の拠出に対応する年金資産の額を計算できない場合には負債計上が不要となっていました。総合すまいる企業年金基金では給付債務を分別管理しますが、剰余金の分別管理は行いません。退職給付会計の取扱いについては、自社の顧問会計士などへご確認ください。

- (2) 掛金を滞納する事業所が発生した場合には、財政上の不足要因となる可能性があります。なお、1年分を超えて掛金を滞納した事業所については、事業主及び労働組合等の同意を得ずに、代議員会の議決、厚生労働大臣の認可を経たうえで、脱退させることが可能となっている。
- (3) 総合すまいる企業年金基金から脱退する場合や会社分割又は事業譲渡により当基金の実施事業所以外に事業承継する場合等において、当該事業所に係る積立不足がある場合には、特別掛金（事務費も含む）を一括して納付していただくこととなります。

参考資料

4. 参考資料

■ 総合すまいる企業年金基金の給付の詳細

- 加入者期間に応じて、年金または一時金として受給することができます。

加入者期間		給付内容
1ヵ月以上15年未満		< 支給要件 > ・退職したときに脱退一時金として支給
15年以上	年金で受給する場合	< 支給要件 > ・加入中に65歳に達したとき ・55歳以上65歳未満で退職したときは、退職時から65歳までの間で選択 ・55歳未満で退職したときは、60歳から65歳までの間で選択 < 給付期間 > ・受取期間を5年/10年/15年/20年の有期年金から各自が選択 < その他 > ・年金の支払時期は年金額に応じて、年2回/3回/4回/6回の支給
	一時金で受給する場合	・退職時から65歳までの間で選択 ・年金受給中に残りの年金を一時金に変更することも可能（年金受給開始から5年未満経過の場合は制約要件あり）
ご遺族への給付 (一時金)		・加入期間中や年金受取前に死亡した場合は、仮想個人勘定残高を遺族に一時金支給 ・年金受給中に死亡した場合は、年金未受給分の原資を遺族に一時金支給

4. 参考資料

■ 総合すまいる企業年金基金での掛金拠出総額に対するモデル給付概算額

● 20歳から新規加入し、1%積立コースを選択した場合（年金額は年額）

（単位：千円）

加入者期間	掛金拠出総額	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	一時金額
10年 (30歳まで加入)	310	—	—	—	—	342
20年 (40歳まで加入)	682	285 (受給総額:1,427)	150 (受給総額:1,498)	105 (受給総額:1,571)	82 (受給総額:1,646)	退職時：828 65歳時：1,357
30年 (50歳まで加入)	1,118	422 (受給総額:2,110)	221 (受給総額:2,215)	155 (受給総額:2,322)	122 (受給総額:2,433)	退職時：1,493 65歳時：2,006
40年 (60歳まで加入)	1,621	551 (受給総額:2,755)	289 (受給総額:2,892)	202 (受給総額:3,032)	159 (受給総額:3,177)	退職時：2,376 65歳時：2,619
45年 (65歳まで加入)	1,896	613 (受給総額:3,064)	322 (受給総額:3,216)	225 (受給総額:3,372)	177 (受給総額:3,533)	2,913

* 1. 上記掛金拠出総額とモデル給付概算額は、当基金の平均給与を補正した給与を用い、20歳から65歳までの45年加入で算出。（補正後の平均給与：353,488円）

* 2. 加入者期間20年、30年、40年の年金額は、退職時から65歳まで支給を繰下げた場合の年金額となります。

* 3. 上記掛金拠出総額は、標準掛金の累計額となっており、仮に積立不足が生じた場合に納付する特別掛金は含まれておりません。

4. 参考資料

● 20歳から新規加入し、2%積立コースを選択した場合（年金額は年額）

（単位：千円）

加入者期間	掛金拠出総額	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	一時金額
10年 (30歳まで加入)	619	—	—	—	—	683
20年 (40歳まで加入)	1,363	571 (受給総額 2,854)	300 (受給総額 2,996)	209 (受給総額 3,141)	165 (受給総額 3,291)	退職時:1,657 65歳時:2,713
30年 (50歳まで加入)	2,237	844 (受給総額 4,221)	443 (受給総額 4,429)	310 (受給総額 4,645)	243 (受給総額 4,867)	退職時:2,986 65歳時:4,012
40年 (60歳まで加入)	3,242	1,102 (受給総額 5,510)	578 (受給総額 5,783)	404 (受給総額 6,064)	318 (受給総額 6,354)	退職時:4,752 65歳時:5,238
45年 (65歳まで加入)	3,792	1,226 (受給総額 6,128)	643 (受給総額 6,432)	450 (受給総額 6,744)	353 (受給総額 7,066)	5,825

● 20歳から新規加入し、3%積立コースを選択した場合（年金額は年額）

（単位：千円）

加入者期間	掛金拠出総額	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	一時金額
10年 (30歳まで加入)	929	—	—	—	—	1,024
20年 (40歳まで加入)	2,045	856 (受給総額 4,282)	449 (受給総額 4,494)	314 (受給総額 4,712)	247 (受給総額 4,937)	退職時:2,485 65歳時:4,070
30年 (50歳まで加入)	3,355	1,266 (受給総額 6,331)	664 (受給総額 6,644)	464 (受給総額 6,967)	365 (受給総額 7,300)	退職時:4,479 65歳時:6,018
40年 (60歳まで加入)	4,864	1,653 (受給総額 8,266)	867 (受給総額 8,674)	606 (受給総額 9,096)	477 (受給総額 9,531)	退職時:7,128 65歳時:7,857
45年 (65歳まで加入)	5,688	1,839 (受給総額 9,193)	965 (受給総額 9,647)	674 (受給総額 10,116)	530 (受給総額 10,600)	8,738

4. 参考資料

総合すまいる企業年金基金では、ホームページを通じて、積極的な情報発信・ディスクロージャーに努めております。

総合すまいる企業年金基金

年金制度のしくみ 給付のしくみ 年金・一時金の手続 受給者・待期者のページ ディスクロージャー 当基金の概要

当基金では中小企業で働く皆さまの老後生活の安定と福祉の向上の役割を担っていきます

基金からのお知らせ

- 2019年08月07日 第8回 代議委員会の報告を掲載しました [NEW!](#)
- 2019年07月24日 資産運用状況(令和元年6月末)を掲載しました [NEW!](#)
- 2019年07月19日 第8回 代議委員会の開催について(公示) [NEW!](#)
- 2019年07月12日 第6回 基本懇談検討委員会の報告を掲載しました [NEW!](#)
- 2019年06月14日 第6回 資産運用委員会の報告を掲載しました
- 2019年04月23日 第2期 監事選挙における当選人の決定について(公示)
- 2019年04月17日 基金事務局移転のお知らせ
- 2019年04月17日 年金相談会のお知らせ

総合すまいる企業年金基金に加入しませんか?

- 制度説明会 ~毎週、実施しています~
- 出基金の特典
- 制度の詳細
- モデル給付(年金・一時金)

> 届出用紙のダウンロード

預年金を0円制度へ移行したのら社員の方

加入者の方のパンフレット「私たちの企業年金」

基金ホームページのアドレス
<http://smilenenkin.com>

＝ 基金HPのサイト構成 ＝

- 年金制度のしくみ
 - … 年金制度の全体像
 - 掛金について
 - キャッシュバランスプラン
- 給付のしくみ
- 年金・一時金の手続
- 受給者・待期者のページ
- ディスクロージャー
 - … 決算
 - 財政検証結果
 - 資産運用結果・年金資産運用のしくみ
- 当基金の概要
 - … 事業概況
 - 運営組織と役員一覧
 - 規約・規程、広報誌バックナンバー等

<サブメニュー>

- **ご加入を検討されている企業様へのパンフレット**
- 届出用紙のダウンロード ⇒ **こちら届書用紙の入手可能**
- 加入者の方向けパンフレット「私たちの企業年金」

4. 参考資料

■ 確定給付企業年金と確定拠出年金の主な特徴

	確定給付企業年金	確定拠出年金
給付	給付額が確定しているため、将来の受給額が明確であり生活設計が立てやすい	将来の給付額が自己責任に基づく運用結果で変動
掛金の追加負担	予め運用目標利回りが定められ、実際の運用利回りが予定していた運用利回りを下回った場合には、追加の掛金負担が求められることがある	なし
資産運用の主体	事業主	加入者

* 確定拠出年金では、毎月の運営管理手数料のほか、別途、加入者に対する投資教育に関する費用がかかります。また、加入者は運用商品に投資信託を組み入れた場合、信託報酬を負担することとなります。

< ご参考 >

令和2年度 確定拠出年金の想定利回りの平均

⇒ **1.97%**

(企業年金連合会 令和3年度版「企業年金に関する基礎資料」より：回答件数639件)

想定利回りとは、どれほどの運用利回りを確保すれば、確定拠出年金導入前の退職給付制度と同水準の資産形成が可能となるかを示す利回り。

想定利回りと同等以上の運用結果が得られなければ、想定している退職金としての機能が損なわれる（退職金が減少）。

4. 参考資料

■ 確定給付企業年金と確定拠出年金の主な特徴

制度	税制上の取扱い			年金制度の機能・設計	
	掛金 (事業主)	給付 (加入者)	特別法人税 (事業主又は加入者)	老後保障機能	制度設計の自由度
総合DB	<ul style="list-style-type: none"> 制度に拠出する掛金は損金 	年金 :雑所得 (公的年金等控除あり) 一時金 :退職所得	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産に対して特別法人税有 平成11年度から課税凍結中であり、令和5年3月31日までの延長が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 給付水準(給付算定式)はあらかじめDB規約で定められる 	<ul style="list-style-type: none"> 複数事業所で共通の制度設計とするため、制度設計の自由度は低い 定額制やキャッシュバランス制度、有期年金化などシンプルな制度設計が可能 退職金の内枠とする場合、事業所が支払う退職金は、「退職金総額-DB制度の一時金相当額」となる
単独DB					<ul style="list-style-type: none"> 独自の給付設計が可能であり、制度設計の自由度は高い 退職金の内枠とする場合、事業所が支払う退職金は、「退職金総額-DB制度の一時金相当額」となる
総合DC				<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で共通の掛金を設定するため、掛金設定の自由度は低い 原則として、60歳前退職時の受給は不可 退職金の内枠とする場合、DC制度移行分を控除した退職金規定をあらかじめ設定する 	
単独DC				<ul style="list-style-type: none"> 独自の掛金設定が可能 制度設計の自由度は掛金設定のみであり、DB制度に比べると制度設計の自由度は低い 原則として、60歳前退職時の受給は不可 退職金の内枠とする場合、DC制度移行分を控除した退職金規定をあらかじめ設定する 	

4. 参考資料

■ 確定給付企業年金と確定拠出年金の主な特徴

制度	財政運営		資産運用の主体	基金運営費 (事務費)	業務委託報酬	受給権の帰属
	掛金負担	追加コスト				
総合DB	<ul style="list-style-type: none"> 将来の給付費用を平準的に積立てることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 計算基礎と実績値との乖離により、追加コスト発生の可能性あり (例) 予定利率 > 運用実績 ⇒ 不足金発生 予定利率 < 運用実績 ⇒ 剰余金発生 	<ul style="list-style-type: none"> 基金(事業主) 単独DBに比べてスケールメリット(資産運用の効率化)あり 	<ul style="list-style-type: none"> 基金運営費(事務費掛金)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 総合DBの方が単独DBより割安となる (例) 加入者100人の単独DBの業務委託報酬に比べて、従業員100人の事業所50社～100社の総合DB(加入者数5千人～1万人)の場合の従業員100人の事業所1社当たりの業務委託報酬は約1/8～1/10となる 	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の受給権は加入者(従業員)に帰属 制度廃止、倒産時でも年金資産は事業主に戻らない
単独DB						
総合DC	<ul style="list-style-type: none"> 将来の給付費用を平準的に積立てることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 運用状況が変動しても、事業主負担は発生しない 運用リスクは加入者が負担する 	加入者(従業員)	<ul style="list-style-type: none"> 基金が代表事業主となり制度運営を行うため、基金運営費(事務費掛金)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 総合DCの方が単独DCより、初期費用、ランニングコストともに一般に安くなる 	
単独DC				<ul style="list-style-type: none"> 事業主が運営 		

- 本資料に記載されている見解等については、本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、公に入手可能な情報や、関係団体、委託先運用会社等の資料に基づき作成したのですが、それらの情報について独自の検証を行うことなくそのまま使用している部分もあり、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料は当基金の状況等についてご理解を深めていただくために作成いたしました。そのため、本資料を他の目的に利用することは適正ではなく、本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当基金はいかなる法人・団体・個人等に対して一切の責任を負いません。
- 本資料は判り易く内容を伝えることを目的としているため、内容の一部を簡略化しております。
- 当基金の書面での許可なく本資料を修正したり、第三者へ譲渡したり、または開示したりすることはできません。